

静岡県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 施行者の名称

袋井市

2 都市計画事業の種類及び名称

中遠広域都市計画下水道事業袋井市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成5年1月29日

至 令和11年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成5年静岡県告示第103号、平成7年静岡県告示第999号、平成10年静岡県告示第666号、平成12年静岡県告示第506号、平成13年静岡県告示第841号、平成14年静岡県告示第1042号、平成17年静岡県告示第1114号、平成19年静岡県告示第790号、平成19年静岡県告示第791号、平成25年静岡県告示第412号、平成25年静岡県告示第413号、平成27年静岡県告示第875号、平成30年静岡県告示第633号の事業地に、静岡県袋井市大字高尾字柳原を加える。

(2) 使用の部分

平成5年静岡県告示第103号、平成7年静岡県告示第999号、平成10年静岡県告示第666号、平成12年静岡県告示第506号、平成13年静岡県告示第841号、平成14年静岡県告示第1042号、平成17年静岡県告示第1114号、平成19年静岡県告示第790号、平成19年静岡県告示第791号、平成25年静岡県告示第412号、平成25年静岡県告示第413号、平成27年静岡県告示第875号、平成30年静岡県告示第633号の事業地に、静岡県袋井市大字掛之上、大字小川町、大字砂本町、大字清水町、大字青木町及び大字上田町並びに大字愛野字栗谷田並びに大字高尾字川原口、字丸池、字砂畑、字柳原、字一町田、字関口、字加空、字四ツ畝、字山本、字向山、字町、字零余子、字三門、字三門前、字掛ノ上、字田端、字松尾前、字蜂尻、字八ツ面、字原畑、字大門、字道了寺下、字桜本、字円能寺、字円能寺下、字徳万、字東谷及び字川東を加え、同大字山名町、大字三門町及び大字高尾町並びに大字高尾字下地地内において事業地を変更する。